

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	2021年12月22日提出
<b>【発行者名】</b>	アセットマネジメントOne株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役社長 菅野 暁
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	酒井 隆
<b>【電話番号】</b>	03-6774-5100
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国 投資信託受益証券に係るファンドの 名称】</b>	D I A M高金利ソブリン債券ファンド（毎月決算型）
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国 投資信託受益証券の金額】</b>	1兆円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

**1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

2021年11月10日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、繰上償還(信託終了)に伴う所要の変更等を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

**2【訂正の内容】**

\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

### (7)【申込期間】

<訂正前>

継続申込期間：2021年11月11日から2022年5月6日まで<sup>(注)</sup>

ロンドンの銀行の休業日に該当する日(以下「海外休業日」という場合があります。)には、お申込みの受付を行いません。

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(注) 繰上償還(信託終了)が決定した場合には、購入の申込期間は2021年12月22日までとなります。繰上償還(信託終了)については(12)その他をご参照ください。

<訂正後>

継続申込期間：2021年11月11日から2021年12月22日まで

ロンドンの銀行の休業日に該当する日(以下「海外休業日」という場合があります。)には、お申込みの受付を行いません。

### (12)【その他】

<訂正前>

(略)

<繰上償還(信託終了)の予定について>

当ファンドは、信託契約を解約し、繰上償還(信託終了)するための手続きを行います。

#### 1. 繰上償還(信託終了)を行う理由

当ファンドは2007年12月3日に設定し、主として高金利国のソブリン債券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ってまいりました。しかしながら、2021年7月末時点の受益権口数が約6.1億口と信託約款に定める繰上償還(信託終了)の目安となる口数(10億口)を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還(信託終了)する予定です。

#### 2. 繰上償還(信託終了)の日程

受益者の確定日	2021年11月12日
書面による議決権の行使期限	2021年12月10日まで
書面決議の日(繰上償還(信託終了)の可否が決定される日)	2021年12月13日
繰上償還(信託終了)予定日	2022年1月5日

#### 3. 書面による決議(書面決議)について

- 書面による議決権の行使については、2021年11月12日現在の受益者の皆さまを対象としております。2021年11月13日以降に取得された受益権口数(2021年11月11日以降に取得申込みをされた受益権口数)は書面決議の手続きの対象とはなりませんので、ご了承ください。
- 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。また、書面決議において否決された場合には、当ファンドの繰上償還(信託終了)は行いません。

書面決議の結果は、2021年12月13日(書面決議の日)以降、委託会社のホームページ(<http://www.am-one.co.jp/>)でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

<訂正後>

(略)

<繰上償還(信託終了)について>

当ファンドにつきましては、2021年11月12日付の書面にて受益者の皆さまへ繰上償還に関するお知らせを行い、2021年12月10日まで受益者の皆さまからの議決権の行使を受け付けました。

この結果、書面決議において、基準日である2021年11月12日時点での受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られましたので、2022年1月5日に繰上償還(信託終了)を実施させていただきます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第2【管理及び運営】

#### 3【資産管理等の概要】

##### (3)【信託期間】

<訂正前>

信託期間は2007年12月3日から無期限です。(注)

下記(5) その他 イ . 償還規定 の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させる  
ことがあります。

(注) 繰上償還（信託終了）が決定した場合には、信託期間は2022年1月5日までとなります。

<訂正後>

信託期間は2007年12月3日から2022年1月5日です。